

矢巾町障がい福祉 ガイドブック

「つなぐ」「つながる」「ともに生きる」
～医療・福祉・教育の充実した
まちづくりを目指して～



（ひまわり畑から南昌山を望む）

岩手県矢巾町

<令和6年8月現在>

《 目 次 》

各種相談機関	1
障害者手帳の手続き	4
障害福祉サービスの利用の仕方	5
障害者福祉サービスの内容	8
障害児福祉サービスの内容	10
相談支援事業について.....	11
町地域生活支援事業	12
障害者自立支援医療	14
補装具費の支給について	18
年金について	19
手当について	20
医療費助成について	21
その他助成制度、税金について	22
各種割引等	23
利用料の割引、その他	24
各種団体について、障がい福祉施設	26



各種相談機関



矢巾町役場

町の各相談窓口は下記のとおりとなっておりますので、気軽にご相談ください。

- 障害者手帳や障がい者(児)の福祉など …福祉課(福祉係) ☎019-611-2572【役場1階】
- 生活保護について……………福祉課(生活相談係) ☎019-611-2575【役場1階】
- 医療費助成について……
健康長寿課 医療給付係 ☎019-611-2823【さわやかハウス内 1階入口左】
- 保育園、特別児童扶養手当など ……
子ども家庭課 子育て支援係 ☎019-611-2772【さわやかハウス内 1階入口右】

紫波地域障がい者基幹相談支援センター ☎028-3614 矢巾町大字又兵衛新田 6-17-2

障害者地域生活支援センターしんせい内

紫波町・矢巾町に住んでいる障がいのある方の総合的な相談窓口で、障害者手帳の有無に関わらず、障がいのある方や家族、関係者の方の相談に応じています。

☎ 019-601-2805 (相談時間 月～金/8:30～17:15)

矢巾町社会福祉協議会

矢巾町社会福祉協議会では、障がいをお持ちの方及びご家族を対象にした様々なサービスを行っています。サービスによって対象者が異なりますので詳しくはお問い合わせください。

- ・日常生活自立支援事業(自分ひとりの判断に不安な方等に対し、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理を支援します。)
- ・障がい者不利益取扱い相談(障がいを理由に不当な扱いを受けたなどの相談をお受けいたします。)
- ・暮らしの専門相談所(人権・行政・法律に関する相談をお受けします。)

また、上記以外にも障がいをお持ちの方及びご家族を対象にした様々なサービスを行っています。サービスによって対象者が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 019-611-2840



矢巾町社会福祉協議会の
ホームページ

民生児童委員、主任児童委員

町内各地域を53名の委員が担当しています。(令和6年8月1日現在)

身体障害者相談員

○廣田 直吉 (白沢) ☎019-697-2719
○佐藤 峯徳 (高田3区) ☎019-697-6092

知的障害者相談員

○高橋 知子 (矢次) ☎019-697-7421

○盛岡広域圏の相談支援体制・・・障害者相談支援事業

～障害者相談支援事業とは～

- ・障がいのある方やそのご家族からの相談に応じ、自立した日常生活、社会生活が送れるように総合・継続的に支援を行います。
 - ・町から委託を受けた専門のスタッフが電話や窓口で相談に応じます。お気軽にご相談ください。
- 相談は無料です。**

指定障害者相談支援事業者

事業者	住所等	対象者
障害者地域生活支援センターしんせい (社会福祉法人 新生会)	〒028-3625 矢巾町大字又兵衛新田 6-17-2 Tel 019-697-3300 fax 019-601-2826	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 障がい児
もりおか障害者自立支援プラザ (社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団)	〒020-0831 盛岡市三本柳 13-42-1 Tel/fax 019-632-1331	主に 身体障がい者
盛岡広域圏障害者地域生活支援センター (My夢 社会福祉法人千晶会)	〒020-0015 盛岡市本町通 3-19-1 (岩手県福祉総合相談センター2階) Tel 019-605-8822 fax 019-605-8823	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
ソーシャルサポートセンターもりおか (NPO法人いわてソーシャルサポートセンター)	〒020-0015 盛岡市本町通 1-9-14 (JT 本町通ビル3階) Tel 019-651-6271 fax 019-651-6282	主に 精神障がい者



岩手県の福祉総合相談機関で児童、女性、障がいのある方、心の健康に関することの相談に応じています。

■児童に関する相談

- ✓家庭の事情により子どもを育てることができなくなったとき、発達の遅れが心配されるとき等

→ 児童女性部

☎019-629-9604

■身体・知的障がいがある人に関する相談

- ✓身体障害者手帳について・補装具の給付を受けたいとき等

→ 岩手県福祉総合相談センター 矢巾町駐在 ☎019-698-2411

- ✓療育手帳の判定等

→ (18歳未満)児童女性部 ☎019-629-9606

→ (18歳以上)障がい保健福祉部 ☎019-629-9613

■心の健康に関する相談

- ✓精神疾患に関する相談、アルコール又は引きこもりなどの問題の相談

→ こころの相談電話 ☎019-622-6955

(相談時間 月曜～金曜 9:00～18:00/祝祭日及び年末年始を除く)

岩手県精神科救急情報センター

■緊急時の精神科受診に関する相談

- ✓精神科救急を受診しようと思われた時など

・精神科のかかりつけ医がない方またはかかりつけの精神科が対応できない状況にある方で、自分自身や周囲の人を傷つける恐れがあるとき

→ 岩手県精神科救急情報センター ☎019-624-6791

(24時間対応 相談無料)

岩手県障害者職業センター

<〒020-0133 盛岡市青山4丁目12-30> ☎ 019-646-4117

障がい者の仕事に関する相談や職業評価、職場適応指導などを行っております。
相談は、電話で連絡の上、予約をしてください。

障害者手帳の手続き



障害者手帳は3種類あり、障がいごとに分かれています。

また、障がい重複している場合は2種類以上の手帳を所持することも可能です。

窓 □

福祉課 福祉係 (矢巾町役場1階)

☎019-611-2578

○身体障害者手帳

身体に障がいのある方に交付される手帳で、障がいの程度により1級（重度）から6級（軽度）までの等級があります。

＜申請のしかた＞ 申請書、医師の診断書、写真（縦4cm×横3cm）1枚、マイナンバー（個人番号）が分かるものが必要です。

○療育手帳

知的に障がいのある方に交付される手帳で、A（重度）・B（軽度）の手帳があります。

＜申請のしかた＞ 申請書、写真（縦4cm×横3cm）1枚、マイナンバー（個人番号）が分かるものが必要です。
申請前に岩手県福祉総合相談センターで事前相談・判定が必要です。

○精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にある方に交付される手帳で、障がいの程度により1級（重度）から3級（軽度）までの等級があります。

＜申請のしかた＞ 申請書、診断書または障害年金証書の写し、マイナンバー（個人番号）が分かるもの
写真付きを希望の場合は写真（縦4cm×横3cm）1枚が必要です。

※ 手帳の有効期限は2年です。

※ **手帳は申請後、県が審査して2ヵ月から2ヵ月半で交付**されます。申請書類は窓口で受け取ることができます。再交付（手帳を無くした時、破れた時、障がいの内容に変更があった時、写真変更など）や住所・氏名変更・死亡の時も届出が必要です。

※ 町外へ転出の場合は、転出先の市町村での手続きとなります。ただし、施設等（ケアホーム・グループホーム・福祉ホームなど含む）に入所する場合は、入所前の市町村が障害福祉サービスの援護者になりますので、転出前の市町村でお手続きください。

障害福祉サービスの利用の仕方

障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。町や相談支援事業者がお手伝いしますので、まずは町の担当窓口か相談支援事業者にご相談ください。

1.相談・申請

町または相談支援事業者に相談します。サービスが必要な場合は町に申請します。

※ 相談支援事業者とは、県の指定を受けた事業所のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援などを行います。



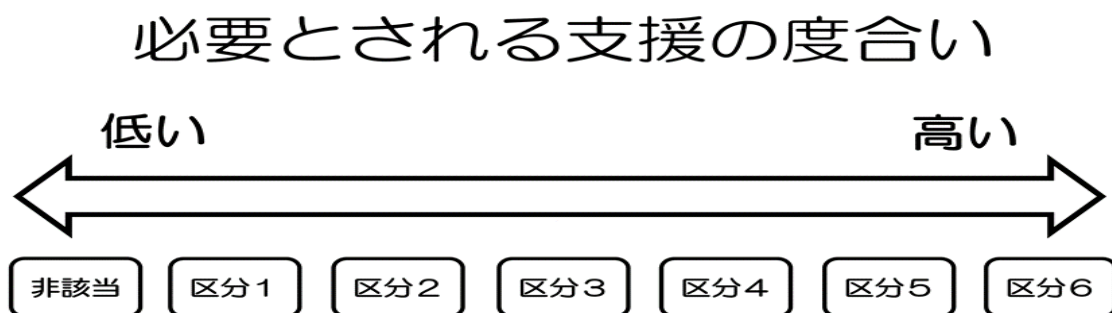
2. 調査

障がい者または障がい児の保護者などと面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。

3. 審査・判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、認定審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。

障害支援区分



※障がい児については、重度障害者等包括支援・重度訪問介護を除き、審査会での審査・判定は行いません。

4.決定（認定）・通知

障害支援区分や生活環境、申請者の要望などをもとにサービスの支給量などが決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

■ 障害支援区分認定結果に満足できないときには、県に申し立てをすることができます。

5.事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

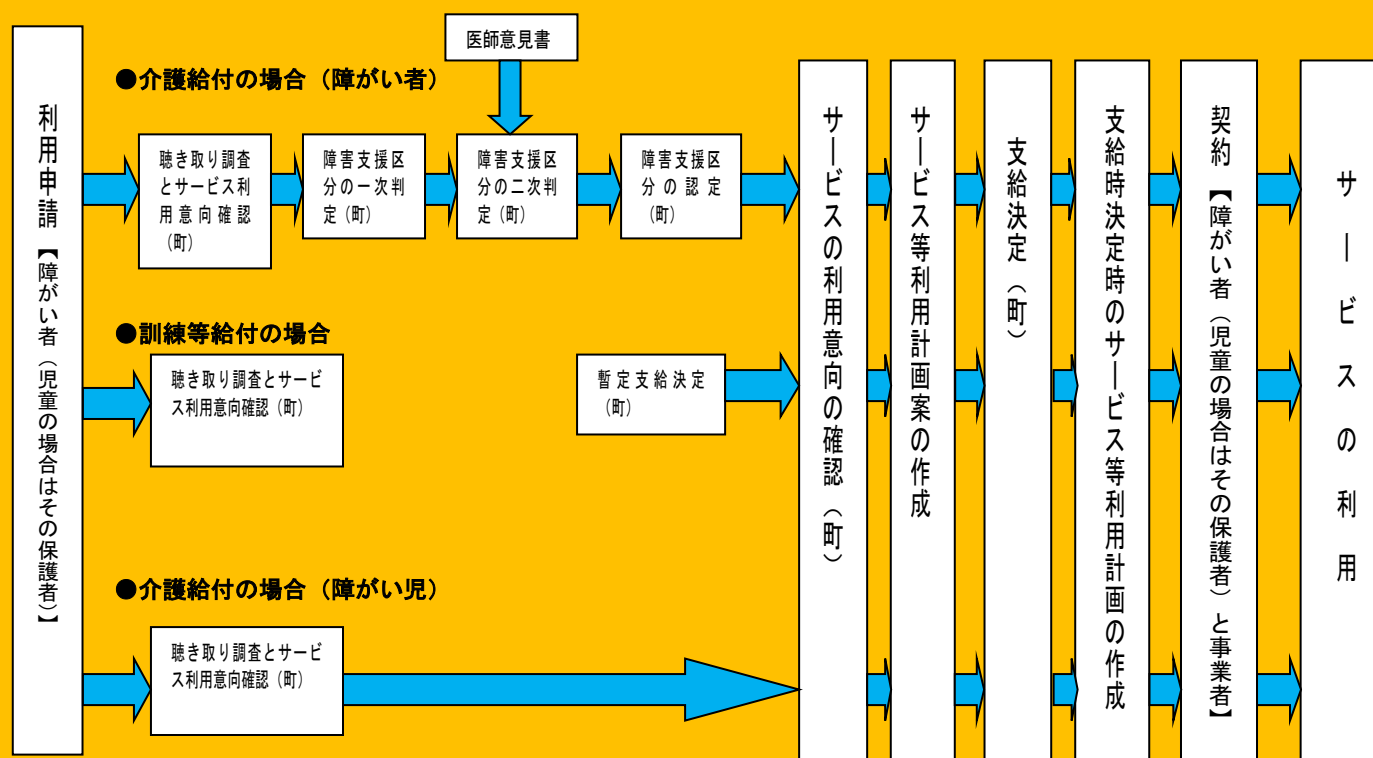
※ サービス利用に関して支援を必要とする人は、相談支援事業者にサービス利用計画の作成を依頼できます。
(作成費は無料です)

6.サービスの利用開始

サービス事業所へ受給者証を提示してサービスを利用し、市町村
民税課税の利用者等は原則として利用者負担(1割)を支払います。
(利用者負担上限額設定有り)



◆利用までの手続きについて(概略)◆



※**難病**について…障害者総合支援法では、制度の狭間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に『難病等(治療法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病にあって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である方)』を追加し、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害程度区分認定等の手続きを経た上で、障害福祉サービスの利用ができることになりました。

○利用者負担

利用者負担及び上限額は次の表のようになります。

低所得（市町村民税非課税世帯）の障がい者等について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担は無料となります。

なお、市町村民税課税世帯については、2段階に分かれ、それぞれの所得に応じて次の月額負担上限額が設定され、一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。（ただし、食費や光熱水費等は基本的に実費負担となります）

基本上限額

所得区分		負担上限月額
一般 2	市町村民税課税世帯（一般 1 に該当する者を除く）	37,200 円
一般 1	市町村民税課税世帯（市町村民税所得割額が 16 万円（障害児（障害児施設入所者を除く。）及び障害児施設入所者並びに 20 歳未満の障害者施設入所者にあつては 28 万円）未満のもの）	【施設等入所者以外】 障がい者 9,300 円 障がい児 4,600 円 【20 歳未満の施設等入所者】 9,300 円
低所得	低所得 2	0 円
	低所得 1	
生活保護		

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則です。

しかし、本サービスにおける所得区分の判定範囲は、本人とその配偶者、障がい児では本人及び同世帯の者の市町村民税所得割額の合計額となります。

算定基準額

高額障害サービス費算定基準額及び高額障害児施設給付費算定基準額については、次のとおりとなります。

所得区分	算定基準額
一般（一般 1 ・ 2）	37,200 円
低所得者（低所得 1 ・ 2）及び生活保護	0 円

障害者福祉サービスの内容

在宅サービス

サービスの名称	サービスの内容	障害支援 区分認定
居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助を行います。	要
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に自宅で入浴や排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助や外出時の移動中の介護を行います。	要
同 行 援 護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護などを行います。	要
行 動 援 護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などをします。	要
短 期 入 所	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間施設へ入所できます。	要
重度障がい者等 包括支援	常に介護が必要な方のなかでも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。	要

入所支援サービス

サービスの名称	サービスの内容	障害支援 区分認定
施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間に入浴や排泄、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行います。	要
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がい者に、主として夜間に相談 その他必要な日常生活上の世話をします。	場合により 要

サービスの名称	サービスの内容	障害支援区分認定
療 養 介 護	医療の必要な障がい者で、常に介護が必要な方に、主として昼間に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や日常生活上の世話をします。	要
生 活 介 護	常に介護が必要な方に、主として昼間に施設で入浴や排泄、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供、その他の身体的機能又は生活能力向上のために必要な援助を行います。	要
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする際に、自宅への訪問や随時の相談対応等により生活状況を把握し、助言や各機関との連絡調整を行います。	不要
自 立 訓 練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体の機能や生活能力向上のため必要な訓練をします。	不要
就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	不要
就労継続支援 (A・B型)	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	不要
就労定着支援	障がい者が新たに雇用された事業所での就労が続けられるように、事業所や各関係機関との連絡調整、日常生活や社会生活での援助を行います。	不要

介護保険制度との関係

介護保険の対象となる障がい者については、介護保険給付と障害福祉サービス(ホームヘルプ等)では、介護保険給付が優先されることもあります。(個別の状況により判断)ただし、次のような場合には、障害福祉サービスを併用することができる場合があります。

障害支援区分が区分1から区分6までの方で、次のいずれかに該当する場合

- 介護保険の要介護認定等の結果が非該当の方
- 要介護5で全身性障がい者であり、一定の介護保険のサービスを受けている方
- 視覚障がい者(身体障害者手帳の交付を受けている方)
- 全身性障がい者
 - ① 肢体不自由1級に該当する方であって、両上肢及び両下肢の機能の障がいの有する方、または、これに準ずる方
 - ② 市町村が認めた場合

障害児福祉サービスの内容

障害児通所支援

サービスの名称	サービスの内容	聴き取り調査
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	要
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	要
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいの状態か、重度の障害に準ずる状態にある（医療的ケア児、重い疾病のため感染症にかかるおそれがある場合）と認められた、著しく外出が困難な障害児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	要
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	要



相談支援事業について

サービスの名称	サービスの内容
計画相談支援	●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請にかかる支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者などとの連絡調整などを行います。
地域相談支援	●地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者などを対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安の解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。 ●地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援	●障害児支援利用援助 障害児通所支援にかかる支給決定前に、障害児支援計画利用案を作成し、支給決定後に、サービス事業者などとの連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ●継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行うとともに、サービス事業者などとの連絡調整などを行います。

町地域生活支援事業

～障がい者等や家族の皆さんを地域でサポートします～

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、町内在住の障がい者と障がい児が、安心して暮らすことができるよう実施しています。

支援事業については、それぞれの事業利用基準などに基づき実施しますので、支援が必要と思われる障がい者やそのご家族は、福祉課（矢巾町役場 1 階、☎019-611-2572）までお問い合わせください。



1. 相談支援事業

障がい者や障がい児、またその介護を行う方などの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。現在、盛岡広域圏域で実施しています。

- 利用料…無料

2. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者に対して制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

3. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者等を派遣して手話通訳や要約筆記の方法で、聴覚障がい者などの社会生活上必要な支援を行います。

- 利用料…無料

4. 日常生活用具給付事業

障がい者等に対して、日常生活用具の給付を行います。（ストマ用具、紙おむつ等）

- 障害者総合支援法の法定給付の補装具の給付例にならない、市町村民税課税世帯は 1 割負担の自己負担上限額（定率負担、所得に応じて 2 段階）を設定。

5. 移動のための支援

屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出のための支援を行います。個別に移動のお手伝いをする移動支援事業とタクシー券を配布する福祉タクシー事業があります。

- 移動支援事業は市町村民税課税世帯 1 割負担（定率負担、所得に応じて 2 段階）
 - 福祉タクシー事業は、1 カ月あたりタクシー券を 2 枚配布、年間最大で合計 24 枚配付。
- ※障がい等級など利用要件があります。

6. 地域活動支援センター事業および同センター機能強化事業

障がい者の暮らしている地域の実情に合わせて、創作的活動や地域活動の参加の機会提供、社会との交流の場の提供を行います。また、機能強化事業は、精神障がい者の相談支援とコーディネータ的な事業を基礎的事業（創作活動、生産活動事業）とデイサービスの事業と併せて行っています。センター事業は盛岡広域圏域（いわてソーシャルサポートセンター）で実施しています。

- 利用料…無料（利用登録が必要）

7. 日中一時支援事業

障がい者の日中活動の場を確保し、家族の就労支援と日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。また、障がい児の下校時の一時預かりや、障がい者へのデイサービスの事業です。

- 利用料…市町村民税課税世帯 1 割負担（定率負担、所得に応じて 2 段階）

※実施事業所…第二新生園、みちのく療育園、ワークセンターむろおか、紫波さぷり
とくたん、岩手県立療育センター ほか

8. 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳その他障がい者に分かりやすい方法により、地方公共団体などの広報、障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他障がい者が地域生活をする上で必要性の高い情報を選択し、定期的に障がい者に提供します。

※現在、声の広報を町社会福祉協議会がボランティア活動として実施しています。

9. 訪問入浴サービス事業

在宅の重度身体障がい者等の居宅を訪問し、専用浴槽を使って入浴の介護を行います。

- 利用料…市町村民税課税世帯 1 割負担

※外出に制限があるなど、利用要件があります。

10. 障害者自動車運転免許取得費助成事業

障がい者が就労など社会活動への参加をしやすくするため、障がい者に対して自動車運転免許の取得に必要な費用の一部を助成します。

- 助成金…5 万円限度（必要経費の 3 分の 2 を補助）

11. 身体障害者用自動車改造費助成事業

重度身体障がい者の自立した生活や社会活動への参加を目指し、自動車（自らが所有し、運転するもの又は重度身体障がい者の介護者が所有し、運転するもの）を改造する場合に、改造に必要な経費を助成します。

- 助成金…10 万円限度

12. その他の事業

■知的障がい者職親委託制度事業（※受入先事業所を募集しています。）

町内の企業や個人事業者に知的障がい者を受け入れていただき、職場への適応や訓練を受ける事業です。

■超重症児（者）等短期入所特別給付事業

短期入所を利用する超重症児（厚生労働省基準）に対し、特別給付費を支給し経済的負担の軽減を図る事業です。

■地域生活支援拠点等事業

事前に登録した障害者等が緊急時に相談支援や短期入所等を受けられる事業です。

※ 各種支援事業実施事業者の情報や、事業利用申請手続きなど、詳しい内容については、お問い合わせください。

障害者自立支援医療

(精神通院医療・更生医療・育成医療)



- ◆障害者自立支援医療では、指定の医療機関で医療を受けた場合、
原則として医療費の1割が自己負担となります。

- ◆申請窓口：福祉課（矢巾町役場1階） 019-611-2578

◎所得割に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々（高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」））にも、ひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

◎世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外で、税制と医療保険のいずれにおいても障がい者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。

◎入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担となります。

- 精神通院医療対象者**：精神障がいを持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方

◆ 申請に必要な物 ◆

- ◎ 申請書、課税台帳閲覧承諾書（窓口にあります）
- ◎ 健康保険証
- ◎ 自立支援医療用診断書
- ◎ マイナンバー（個人番号）が分かるもの

※精神保健福祉手帳と同時に申請する場合は、手帳用診断書で申請することができます。

※毎年更新が必要ですが、診断書の提出は2年に一度となります。

- 更生医療対象者**: 身体障がい者の障がいの程度を軽くしたり、障がいを取り除いて日常生活や職業能力を高めるために医療が必要とされている方。
18歳以上の身体障害者手帳所持者

◆申請に必要な物 ◆

- ◎ 申請書（窓口にあります）
- ◎ 身体障害者手帳
- ◎ 健康保険証（本人と同一保険に加入している家族全員分）
- ◎ 自立支援医療給付意見書
- ◎ マイナンバー（個人番号）が分かるもの

※ 矢巾町に課税情報がない方は、元の居住地で発行された「課税証明書」の提出が必要となる場合があります。

○更生医療の対象となる医療の例は下表のとおりです。

身体障害者手帳に記載された障害に対応する医療が対象となります。

これ以外にも、給付の対象となる場合がありますので、窓口でお問い合わせください。

対象となる障害	更生医療の対象例
肢体不自由	関節拘縮、関節硬直→形成術、人工関節置換術等
視覚障害	白内障→白内障手術、網膜剥離→網膜剥離術、瞳孔穿孔→穿孔閉鎖術、角膜混濁→角膜移植術等
聴覚障害	鼓膜穿孔→穿孔閉鎖術、外耳性難聴→形成術
言語障害	外傷性または手術後に生じる発音構語障害→形成術 唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴うものであって鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な方→歯科矯正
心臓機能障害	先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術 後天性疾患→ペースメーカー埋込み手術
じん臓機能障害	人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む）
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法等、その他HIV感染症に対する治療
肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法を含む）



●**育成医療対象者**：18歳未満の方で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性があり、手術等の治療で障害の改善が期待できる方

◆申請に必要な物 ◆

- ◎ 申請書（窓口にあります）
- ◎ 健康保険証（本人と同一保険に加入している家族全員分）
- ◎ 自立支援医療給付意見書
- ◎ マイナンバー（個人番号）が分かるもの

※ 矢巾町に課税情報がない方は、元の居住地で発行された「課税証明書」の提出が必要となる場合があります。

○育成医療の対象となる医療の例は下表のとおりです。

対象となる障害	育成医療の対象例
肢体不自由	先天性股関節脱臼、脊椎側彎症 くる病（骨軟化症）等に対する関節形成術 関節置換術、及び義肢装着の為の切断端形成術等
視覚障害	白内障、先天性緑内障
聴覚障害	先天性耳奇形→形成術
言語・そしゃく障害	口蓋裂等→形成術 唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う方であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な方→歯科矯正
心臓障害	先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術 後天性疾患→ペースメーカー埋込み手術
じん臓機能障害	人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む）
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法、その他 HIV 感染症に対する治療
肝臓の機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法を含む）
その他の先天性内臓障害	先天性食道閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂 停留精巣（睾丸）→尿道形成 人工肛門の造設等の外科手術

○利用者負担

●一定所得以下

生活保護世帯		生活保護	負担 0 円
市町村民税非課税	本人収入が 80 万円以下	低所得 1	負担上限月額 2,500 円
市町村民税非課税	本人収入が 80 万円超	低所得 2	負担上限月額 5,000 円

●中間所得層

市町村民税（所得割） 23.5 万円未満 負担上限月額：医療保険の自己負担限度

高額治療継続者（「重度かつ継続」）（※1）

市町村民税（所得割） 3.3 万円未満 中間所得層 1 負担上限月額 5,000 円

市町村民税（所得割） 3.3 万円以上 23.5 万円未満 中間所得層 2 負担上限月額 10,000 円

育成医療の経過措置（※2）

市町村民税（所得割） 3.3 万円未満 負担上限月額 5,000 円

市町村民税（所得割） 3.3 万円以上 23.5 万円未満 負担上限月額 10,000 円

●一定所得以上

市町村民税（所得割） 23.5 万円以上
一定所得以上

公費負担の対象外
（医療保険の負担割合・負担限度額）

高額治療継続者（「重度かつ継続」）（※1）

一定所得以上（※2） 負担上限月額 20,000 円

※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

① 疾病、病状等から対象となる者

- 更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能又は免疫機能障害の者
- 精神通院医療、統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

- 医療保険の多数該当の者。

※2 この所得区分に該当する方の負担上限額は経過措置によるもので、今後の医療実態等で見直される場合があります。



補装具費の支給について

～補装具とは～

障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等をいいます。



補装具費支給の利用者負担は、原則一割の定率負担となっていますが、所得に応じて次のように負担上限額が設定されています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0 円
低所得	町民税非課税世帯の方	0 円
一般	町民税課税世帯の方	37,200 円

◆対象となる方：身体障害者手帳を持っている方

- ・手帳に記載されている障害に対応する補装具が対象となります。
- ・18 歳以上の方の場合は、本人又は配偶者の町民税所得割額が 46 万円以上の場合は支給対象外となります。

◆申請窓口：福祉課（矢巾町役場 1 階） 019-611-2578

◆申請に必要なもの（購入・修理前の申請が必要となります）

- ◎申請書(窓口にあります)
- ◎身体障害者手帳
- ◎見積書(業者から)
- ◎補装具(購入・修理)意見書(補装具の種類による)
- ◎マイナンバー（個人番号が分かるもの）

補装具費の支給の仕組み

①申請者(利用者)が町へ補装具費支給申請



②町が補装具費支給決定



③補装具製作(販売)業者から利用者へ製品の引き渡し



④利用者が補装具製作(販売)業者へ補装具の購入(修理)費の支払い(10/100)



⑤業者が町に補装具費支払い請求



⑥町から業者へ補装具費の支払い(90/100)

年金について

固定の障がいがあり一定の要件を満たしている方は、年金を受けることができます。年金の種類は、国民年金の障害基礎年金と厚生年金の障害厚生年金があります。



1. 障害基礎年金

窓 □

盛岡年金事務所（盛岡市松尾町 17-13） ☎019-623-6211

町民環境課戸籍窓口係（矢巾町役場 1 階） ☎019-611-2502

【支給要件】 次の条件のすべてに該当する方

- ① 20 歳前、国民年金の加入中、または 60 歳以上 65 歳未満で老齢基礎年金を請求していない方で、障がいの原因となった病気やケガの初診日があること
- ② 障害認定日（20 歳になった日、または初診日から 1 年 6 カ月を経過した日）において、障がいの程度が国民年金法で定められた 1 級または 2 級であること
- ③ 初診日において、一定の保険料納付要件を満たしていること（20 歳前に初診日がある方の場合、納付要件は不要です）

【年 金 額】 1 級障害 年額 973,540 円 2 級障害 年額 778,832 円 ※R6.4.1 現在
（変更になる場合があります。）

2. 障害厚生年金

窓 □

盛岡年金事務所
（盛岡市松尾町 17-13）

☎019-623-6211

【支給要件】 次の条件のすべてに該当する方

- ① 厚生年金保険に加入している間に、障がいの原因となった病気やケガの初診日があること
- ② 障害認定日（初診日から 1 年 6 カ月を経過した日）において、障がいの程度が厚生年金保険法で定められた 1 級から 3 級であること
- ③ 初診日において、一定の保険料納付要件を満たしていること

【年 金 額】 事業所から届出されていた報酬月額等の平均により決定されますので、個々に異なります。

詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。
(<https://www.nenkin.go.jp/>)



手当について



1. 特別障害者手当

常時介護が必要で寝たきり、精神障がい者である等著しく障がい重複している20歳以上の在宅重度障がい者に支給されます。

【対象外】 3か月以上入院されている方、施設入所者、制限以上の所得がある方

【手当額】 月額 28,840 円(R6.4.1 現在。変更になる場合があります)

2. 障害児福祉手当

日常生活において常時介護が必要な20歳未満の重度障がい児に支給されます。

【対象外】 施設入所者、制限以上の所得がある方

【手当額】 月額 15,690 円(R6.4.1 現在。変更になる場合があります)

3. 在宅重度障害者家族介護慰労手当

特別障害者手当受給者と同程度の障がい者と同居している介護者に支給されます。

【対象外】 介護保険対象者・障がい福祉サービス利用者・課税世帯、3か月以上入院されている方、施設入所者、制限以上の所得がある方

【手当額】 月額 8,000 円(変更になる場合があります)

4. 心身障害者扶養共済制度

障がい者(児)を扶養している方々が、生存中に掛け金を納付することにより、保護者死亡または重度障がいになった場合、残された障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

1～4の窓口

福祉課(矢巾町役場 1 階) ☎019-611-2572

【加入資格】 身体障害者手帳1級～3級の方、又は知的障がい者を扶養している65歳未満の方で生命保険に加入できる程度の健康状態にある方

【掛金・支給額等】 上記にお問い合わせください。

5. 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母、又は養育者に支給される手当です。

【対象児童】 ① 1級…概ね身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A をお持ちの方

② 2級…概ね身体障害者手帳3・4級、療育手帳 B をお持ちの方

※ただし、医師の診断書で判断されます。

【対象外】 施設入所者、制限以上の所得のある方

【支給額】 月額 1級 55,350 円、2級 36,860 円(R6.4.1 現在。変更になる場合があります)

6. 児童扶養手当

下記の支給要件に該当する18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある児童(障がいのある子どもは20歳未満)を監護している母、母にかわって児童を養育している養育者又は児童を監護し生計を同じくしている父に手当を支給します。

- 【支給要件】① 父母が婚姻を解消した児童
② 父または母が一定程度の障害の状態にある児童
③ 未婚の母が出産した児童 ……など

【支給額】児童1人の場合 月額44,140円、児童2人の場合 月額54,560円
3人以上のとき1人につき6,250円を加算(R6.4.1 現在)

※上記金額は全部支給の場合の金額です。本人及び扶養義務者の所得によって金額に変動があります。

5,6の窓口

子ども家庭課子育て支援係(さわやかハウス内 1階入口右) ☎019-611-2772

医療費助成について

1. 重度心身障害者医療費助成

医療保険で診療を受けたとき、支払った自己負担額分について払い戻しが受けられます。

窓 □

健康長寿課医療給付係(さわやかハウス内 1階入口左) ☎019-611-2823

- 【対象者】① 身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳Aをお持ちの方
② 特別児童扶養手当1級又は2級の支給対象児童
③ 国民年金法における障害基礎年金1級を受給している方

【助成期間】身体障害者手帳の交付年月の初日から。有期認定の方はその期限月の末日まで。

【助成金額】本人及び配偶者・扶養義務者が住民税非課税の場合は保険適用分の医療費が全額助成されますが、いずれかの方に住民税が課税されている場合は、医療機関ごとに一月あたり外来1,500円、入院5,000円の負担があり、その金額を超えた分が診療月の2ヵ月後に助成されます。

2. 特定疾患医療費助成(難病患者等)

特定疾患にかかる診療、薬剤の支給を受けた場合に窓口で支払う保険の自己負担分が助成されます。窓口はお住いの地区を管轄する保健所等となります。

窓 □

岩手県央保健所(矢巾にお住いの場合) ☎019-629-6573
(盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎2階)

【対象の特定疾患】上記窓口までお問い合わせください。

【自己負担】世帯の課税状況などにより、経費の一部に自己負担があります。

その他助成制度

在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がいをお持ちの方に対して、酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成します。

【対象者】 医師の指示に基づき在宅酸素療法を行っている方で他の制度の対象でない方※

【助成額】 酸素濃縮器の使用に係る電気料金の 1/2 相当額

※参考 現在の基準額 1 日 12 時間以内の使用 800 円/月

1 日 12 時間を超え 24 時間までの使用 1,900 円/月

※対象でない方…①重度心身障がい者医療費助成の対象の方②特別児童扶養手当の支給要件に該当する方③障害基礎年金1級を受給されている方(詳しい条件は矢巾町役場 1 階福祉課019-611-2572へお問い合わせください)

税金について

税 金

1) 所得税・相続税・町県民税の控除

心身障がい者(児)あるいは扶養者について、障がいの程度に応じ控除されます。

○所得税・相続税

相談窓口

盛岡税務署

☎019-622-6141

○町県民税

相談窓口

税務課(矢巾町役場 1 階) ☎019-611-2522

2) 自動車税(種別割および環境性能割)・軽自動車税(種別割および環境性能割)の減免

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方のうち、減免の基準に該当する方が受けることができます。

○自動車税(種別割および環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)

相談窓口

盛岡広域振興局県税部

☎019-629-6546

○軽自動車税(種別割)

相談窓口

税務課(矢巾町役場 1 階) ☎019-611-2522

各種割引等



1. JR運賃の割引

身体・療育手帳所持者や介護者がJR線を利用する場合、運賃が割引になります。手帳の種類によって割引率が異なりますので、詳しいことは下記にお問い合わせください。

【問合せ先】 JR盛岡駅インフォメーションセンター ☎019-622-3456
JRバス東北盛岡支店 ☎019-604-2211

2. バス運賃の割引

岩手県バス協会加盟の路線バスを利用するとき、運賃が割引されます。

- 【対象者】 ●身体・療育手帳所持者本人
●第1種の手帳を持っている人、または6歳未満で身体障害者手帳を持っている人の介護者(1名まで)も割引になります。
●精神保健福祉手帳所持者本人(写真付きに限る)



【割引率】 普通乗車券5割引

【問い合わせ】 岩手県交通インフォメーション ☎019-654-7755

3. タクシーの割引

岩手県内のタクシーを利用する場合、料金が1割引となります。料金支払時に手帳を提示してください。

【対象者】 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者

4. 航空運賃の割引

一部の航空会社で航空運賃が割引になります。割引額が区間によって異なる場合や、他のサービスとの併用ができない場合もありますので、詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

【対象者】 満12歳以上の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び介護者1名

5. 車庫証明手数料等の免除

自動車購入時等に必要とする保管場所証明書交付手数料及び保管場所標章交付手数料が免除となります。

【対象者】 身体障害者手帳所持者

【問い合わせ】 岩手県警察本部交通規制課 ☎019-653-0110

6. 有料道路の割引

町の証明を受けていると有料道路通行料金が5割引となります。

【対象者】 身体障害者手帳所持者本人が運転する場合
身体障害者手帳第1種及び療育手帳A所持者の介護者が運転する場合

【手続き先】 福祉課 (矢巾町役場1階) ☎019-611-2572

【手続き方法】 手帳、運転免許証、車検証をお持ちください。

※ ETCを利用する場合は、ETC車載器管理番号控え、ETCカードもお持ちください。

利用料の割引



1. NHK放送受信料の割引

身体・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者世帯について全額免除、半額免除になる場合があります。手続きや詳しいことについては、下記窓口までお問い合わせください。

窓



福祉課（矢巾町役場 1 階）

☎019-611-2572

2. 携帯電話の基本使用料の割引

身体・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者は携帯電話の基本使用料が割引になることがあります。手続き方法などについては、各携帯電話会社に直接お問い合わせください。

3. 電話番号無料案内

身体障害者手帳の視覚障害 1～6 級、肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害）1・2 級、聴覚障害 2・3・4・6 級、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3・4 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は N T T の番号案内を無料で利用できます。事前登録が必要です。

【問い合わせ】 ☎ NTT ふれあい案内 0120-104174（全国共通）

その他

1. 生活福祉資金の貸付

身体・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（世帯）は福祉資金などの貸し付けを受けることができます。

詳細については下記窓口までご相談ください。

窓



矢巾町社会福祉協議会（矢巾町役場 2 階）

☎019-611-2840

2. ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい方が援助を得やすくするためのマークです。

【対象者】 障がい者、難病の方、妊娠中の方など援助や配慮を必要とする方

配付窓口

矢巾町福祉課（矢巾町役場 1 階）

☎019-611-2572



3. ごみ戸別収集サービス支援事業

65 歳以上の要介護認定を受けている方で構成された世帯または障がいがある方のみで構成された世帯を対象に、ごみの戸別収集サービスを実施します。

詳細については下記窓口までご相談ください。

窓



矢巾町町民環境課（矢巾町役場 1 階）

☎019-611-2501

4. 電話リレーサービス制度

聴覚や発話に困難のある方ときこえる人の電話を、手話や文字チャットと音声で通訳することにより、即時双方向につながることが出来るサービスです。利用するには登録が必要になります。

【提供機関】 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

☎:03-6275-0912 FAX:03-6275-0913 WEB:<https://nftsr.or.jp/>

5. ファックス110番

聴覚や言語に障がいのある方の警察への緊急通報手段として、下記番号でファックスによる110番通報を受け付けています。

【通報先】 岩手県警察本部 FAX:019-623-0110

6. 郵便料金の減免

盲人用点字の郵便物及び録音物などについて(重量3kgまで)、全額免除や半額免除になる場合があります。

【問い合わせ】 盛岡中央郵便局 ☎0570-943-090

7. 声の広報

身体障害者手帳所持者のうち、視覚障がいがある方は録音広報を利用することができます。

【問い合わせ】 矢巾町社会福祉協議会(矢巾町役場2階) ☎019-611-2840

8. 駐車禁止規則の適用除外

身体障害者手帳の交付を受けた歩行困難な方が使用する車輛が対象となります。

【手続き方法】 印鑑、免許証、手帳を持参してステッカーの交付を受けてください。

【手続き先】 紫波警察署交通課 ☎019-671-0110

9. ひとにやさしい駐車場利用証の交付

障害者手帳の交付を受けられている方等で、車いす用の駐車区画の利用希望の方に専用の利用証を交付します。窓口はお住いの地区を管轄する広域振興局になります。

【手続方法】 利用申請書に手帳の写し等を添えて申請してください。

【手続き先】 盛岡広域振興局保健福祉環境部(矢巾町にお住いの場合) ☎019-629-6567

10. 不在者投票制度

身体に重度の障がいがあり歩行が困難な場合、申請いただくと郵便等による自宅投票が出来ます。あらかじめ選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、ご希望の方は、障がいの程度が制度に該当するか選挙管理委員会にご確認のうえ、手帳と印鑑を持って下記窓口で手続きを行ってください。

窓 口

矢巾町選挙管理委員会(矢巾町役場3階) ☎019-611-2707

各種団体について



町内には下記のとおり障がい者を支援する団体がありますので、どうぞご利用ください。

矢巾町身体障害者協議会		社会参加を目的とし、会員相互の交流を深めております。
事務局	矢巾町社会福祉協議会(矢巾町役場 2 階) ☎019-611-2840	
矢巾町あすなろ会（精神障がい者家族会）		精神疾患と障がいをかかえる家族として、悩みを分かち合い共に支えあいながら、精神疾患と障がいについて学び、理解を深め家族の役割を果たしていくことを目的にして活動しています。(R5.4.1～活動休止中)
事務局	福祉課（矢巾町役場 1 階） ☎019-611-2574	
やまゆり（精神保健ボランティア）		精神保健についての理解を深め家族会や当事者の会の活動を支援しながら、心の健康づくりを地域に広げていきたいです。
事務局	福祉課（矢巾町役場 1 階） ☎019-611-2574	
デイケアどんぐり（精神障がい者当事者の会）		季節ごとの行事や調理実習などの活動を通じ、仲間同士の交流や社会参加することを目的に活動しております。
事務局	福祉課（矢巾町役場 1 階） ☎019-611-2574	
矢巾町手をつなぐ親の会		知的障がい児(者)の親の会で同じ悩みを持つ親が互いに交流し活動しております。
事務局	矢巾町社会福祉協議会(矢巾町役場 2 階) ☎019-611-2840	

障がい福祉施設



町内にある障がい福祉施設は以下のとおりとなっております。

また、町外の施設も利用することができますので、希望される場合は、各施設、指定相談支援事業所、または福祉課(矢巾町役場 1 階)までお問い合わせください。

名称・所在地	サービス内容
矢巾町 福祉課（矢巾町役場 1 階） 〒028-3692 矢巾町大字南矢幅 13-123 ☎ 019-611-2572 FAX 019-611-2579	障がい福祉相談、障害福祉サービス利用申請等

<相談支援事業所>

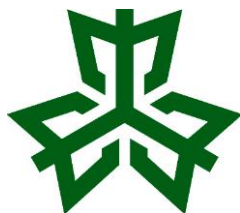
名称・所在地	サービス内容
障害者地域生活支援センター しんせい 〒028-3614 矢巾町大字又兵工新田6-17-2 ☎019-697-3300 FAX 019-601-2826	【サービス内容】 指定特定・指定一般相談支援事業 サービス等利用計画の作成 基本相談と地域移行支援・地域定着支援
障がい者相談支援事業所「百万石」 〒028-3614 矢巾町大字又兵工新田5-303 ☎019-698-2301 FAX 019-601-5655	【サービス内容】 指定特定・指定一般相談支援事業 サービス等利用計画の作成 基本相談と地域移行支援・地域定着支援
相談支援事業所 ムーブメント 〒028-3603 矢巾町大字西徳田6-147-14 ☎・FAX 019-681-1321 ☎090-5832-5096	【サービス内容】 指定特定相談支援事業 サービス等利用計画の作成
相談支援事業所ふる里 〒028-3615 矢巾町大字南矢幅14-15-52 ☎019-681-3647 FAX 019-681-3648	【サービス内容】 指定特定相談支援事業 サービス等利用計画の作成
こん総合福祉相談所 〒028-3601 矢巾町大字高田12-42 ☎019-681-0190 FAX 019-681-0191	【サービス内容】 指定特定・指定一般相談支援事業 サービス等利用計画の作成 基本相談と地域移行支援・地域定着支援
にこニコ相談支援事業所 〒028-3601 矢巾町大字東徳田9-4-1 ☎・FAX 019-613-9737	【サービス内容】 指定特定・指定一般相談支援事業 サービス等利用計画(児童のみ)作成

<福祉サービス事業所>

ヘルパーステーションやはば 〒028-3614 矢巾町大字又兵工新田5-335 ☎019-698-1385 FAX 019-611-2071	【サービス内容】 居宅介護、同行援護
ニチケアセンター矢巾 〒028-3615 矢巾町大字南矢幅12-237-1 ☎019-698-1266 FAX 019-698-1267	【サービス内容】 居宅介護、重度訪問介護
障害者支援施設 新生園 〒028-3625 矢巾町大字室岡12-125 ☎019-697-6831 FAX 019-697-8248	【サービス内容】 施設入所支援、短期入所、生活介護 就労継続支援B型
障害者支援施設 第二新生園 〒028-3617 矢巾町大字太田17-54 ☎019-697-8011 FAX 019-697-8013	【サービス内容】 施設入所支援、短期入所、生活介護 就労継続支援B型

障害者支援施設「岩手県立療育センター」 〒028-3609 矢巾町医大通二丁目1-3 ☎ 019-601-2777 FAX 019-697-3900	【サービス内容】 施設入所支援、機能訓練、生活訓練、 就労移行支援、短期入所
フォレストハウス矢巾 〒028-3614 矢巾町大字又兵工新田5-339 ☎ 019-601-3077 FAX 019-698-1531	【サービス内容】 共同生活援助(グループホーム) ・フォレストハウス矢巾・フォレストハウス矢巾Ⅱ号館 ・フォレストハウス矢巾Ⅲ号館・フォレストハウス矢巾Ⅴ号館
共同生活介護・共同生活援助施設 新生ホーム 〒028-3625 矢巾町大字室岡 12-70-9 ☎ 019-611-1199 FAX 019-601-2380	【サービス内容】 共同生活援助(グループホーム) ・室岡ホーム(矢巾町)・見前ホーム(盛岡市) ・中島ホーム(紫波町)・第二中島ホーム(紫波町)
ふる里福祉会 いちばん星みつた 〒028-3615 矢巾町大字南矢幅14-15-74 ☎・FAX 019-697-6312	【サービス内容】 共同生活援助(グループホーム)
訪問介護事業所あんどけあ 〒028-36144 矢巾町大字又兵工新田3-200-14 ☎ 070-1358-9374 FAX 019-618-7581	【サービス内容】 居宅介護
生活介護センターいちご園 〒028-3614 矢巾町大字又兵工新田5-339 ☎ 019-698-2840 FAX 019-698-2841	【サービス内容】 生活介護
多機能型施設 ワークセンターむろおか 〒028-3625 矢巾町大字室岡12-124 ☎ 019-697-6856 FAX 019-611-1666	【サービス内容】 生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型 就労定着支援
多機能型事業所 あさあけの園 〒028-3614 矢巾町大字又兵工新田 6-17-2 ☎ 019-697-6537 FAX 019-658-8538	【サービス内容】 生活介護、就労継続支援B型
NPO 法人チャレンジド・サポートいわて ABC 〒028-3621 矢巾町大字広宮沢11-501-15 ☎ 019-656-0353 FAX 019-656-0361	【サービス内容】 就労継続支援A型
フォレスト百万石・フォレストファーム 〒028-3623 矢巾町大字煙山31-60-5 ☎ 019-611-1110 FAX 019-613-2261	【サービス内容】 就労継続支援A型、就労継続支援B型
合同会社 社会福祉事業 G・S・M G・S・M 〒028-3621 矢巾町大字広宮沢10-512-20 ☎ 019-601-2325 FAX 019-601-2326	【サービス内容】 就労継続支援 B 型
福祉事業所ハピネス 〒028-3621 矢巾町大字広宮沢10-518-2 ☎ 090-7527-9841	【サービス内容】 行動援護
グレイス・ロード 岩手サポートセンター 〒028-3602 矢巾町大字藤沢8-56-4 ☎ 019-613-7651	【サービス内容】 生活訓練

医療型障害児入所施設 みちのく療育園メディカルセンター 〒028-3623 矢巾町大字煙山24-1 ☎ 019-611-0600 FAX 019-611-0601	【サービス内容】 短期入所、療養介護、生活介護 児童発達支援、障害児入所支援 ●児童の入所については、下記窓口まで直接ご相談ください。 岩手県福祉総合相談センター 盛岡市本町通3丁目 ☎ 019-629-9604 又は 9613
多機能型事業所 とくたん 〒028-3603 矢巾町大字西徳田6-147-6 ☎・FAX 019-656-6727	【サービス内容】 児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援
岩手県立療育センター「かがやき」 〒028-3609 矢巾町医大通二丁目1-3 ☎ 019-601-3250(育成部重心通所係)	【サービス内容】 生活介護、児童発達支援
岩手県立療育センター「つくしんぼ」 〒028-3609 矢巾町医大通二丁目1-3 ☎ 019-601-3252(育成部通所係)	【サービス内容】 児童発達支援
ふる里福祉会・桜の園 〒028-3623 矢巾町大字煙山1-57-8 ☎ 019-697-0022 FAX 019-601-6762	【サービス内容】 生活介護、児童発達支援、 放課後等デイサービス
SMILE HOUSE にこニコ 〒028-3604 矢巾町大字東徳田9-4-1 ☎ 019-613-9737 FAX 019-613-9737	【サービス内容】 児童発達支援、放課後等デイサービス
放課後等デイサービスセンター いちご園 〒028-3614 矢巾町大字又兵衛新田5-339 ☎ 019-698-2840 FAX 019-698-2841	【サービス内容】 児童発達支援、放課後等デイサービス
放課後等デイサービスセンター 第2いちご園 〒028-3614 矢巾町大字又兵衛新田5-303 ☎ 019-656-7570 FAX 019-656-7571	【サービス内容】 児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援
放課後等デイサービスセンター 第3いちご園 〒028-3615 矢巾町大字南矢幅7-451 ☎ 019-656-1335 FAX 019-656-1336	【サービス内容】 児童発達支援、放課後等デイサービス
放課後等デイサービス事業所・とくたんにし 〒028-3603 矢巾町大字西徳田6-92-1 ☎ 019-681-9595	【サービス内容】 放課後等デイサービス
放課後等デイサービス事業所・とくたんひがし 〒028-3603 矢巾町大字西徳田6-97-2 ☎ 019-613-2566	【サービス内容】 放課後等デイサービス
ふる里福祉会・TeRAKOYA 〒028-3615 矢巾町大字南矢幅13-48-8 ☎ 019-601-6761 FAX 019-601-6762	【サービス内容】 放課後等デイサービス
FreeSpaceソルド 〒028-3601 矢巾町大字高田11-35-4 2F ☎ 019-613-5618 FAX 019-613-5615	【サービス内容】 児童発達支援、放課後等デイサービス



矢巾町障がい福祉ガイドブック

(令和6年8月現在)

- 発行 岩手県矢巾町
- 編集 福祉課

最新の情報は
こちらから
ご覧いただけます。



岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
電話 019-697-2111 (代表) FAX 019-611-2579
URL <https://www.town.yahaba.iwate.jp>